

Title	近代ドイツにおける議会主義：プロイセン・ラント議会の選挙法をめぐって
Author(s)	的場, 香織
Citation	大阪大学, 2004, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/44790
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	まど ぼ かの おり 織
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学位記番号	第 18345 号
学位授与年月日	平成 16 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学位論文名	近代ドイツにおける議会主義—プロイセン・ラント議会の選挙法をめぐって—
論文審査委員	(主査) 教授 三成 賢次 (副査) 教授 中尾 敏充 教授 松本 和彦

論 文 内 容 の 要 旨

議会 Parliament をめぐる研究は様々な領域において数多く行われてきている。その中でも本稿は、議会を構成する多様な要素という観点から、議会制ならびに議会主義のあり方を検討しようとするものである。とりわけ、議会の有する権力的要素、つまり立法機関としての議会という要素（第一の要素）に加え、通常何らかの形で国民から選出された代表から構成されるという議会の要素（第二の要素）が、近代ドイツの議会制ならびに議会主義といかなる関係に立ったのか、ということをはっきりとすることを本稿の課題とする。この課題に取り組むために、明治日本の国制にも影響を与えたプロイセンにおけるラント議会を中心に据えた上で、ラント議会の中でも国民代表から構成される第二院の選挙法と、議会を構成する二つの要素との関係性を考察する。

この第二院の選挙システムを支えたのが、1849 年に制定された選挙法（いわゆる三級選挙法）である。三級選挙法は、1871 年にドイツ帝国議会が創設された後も修正されることなく存続し、1918 年プロイセン国家の解体とともにその法的効力を喪失した。したがって、三級選挙法システムがプロイセン議会制を規定したことは明らかである。この選挙法の制定過程を追うことで、国民を頭数で把握する「量の原理」を尊重する普通選挙と経済的資質のある有権者を優遇する「質の原理」を重視する等級選挙が同時に併用されたという特徴がこの選挙法が有したことが確認できる。これら二つの原理を貫徹した三級選挙法システムは、選挙への入り口の場面では、多くの国民を有権者として送り込み、選挙からの出口の場面、つまり議員の選出の場面では、実質的には少数の有産者によって親政府的な議員が輩出されることに立脚したプロイセン議会制を構築することに貢献する。したがって、第二の要素を支える国民の意思の担い手が、普通選挙を用いることで、労働者や無産者をも包含した多くの人間に求められ、それゆえに、議会の正統性を担保する基盤は大きく幅広いものとなりえた。これは、選挙権を媒介にして国民を国家の下に統合する手段となる可能性を内在させていた。その上で、強力な国家となるというプロイセン国家の利害を確実に達成するために、立法機関としての議会は内閣と協調的な関係に立つことが求められる。この要請のために、親政府的な議員を選出することを保証する「質の原理」が持ち出され、第一の要素としてのラント議会は、常に行政機関である内閣に同調し、承認を与えることが期待された。このように、下部においては、多くの国民の意思という幅広い基盤に立脚することを可能とし、その上部においては、行政機関と調和する立法機関を機能させるという特徴を、プロイセンのラント議会制ならびに議会主義は示していたことが明らかとなる。

論文審査の結果の要旨

本研究は、近代ドイツ議会制の歴史的特質を、とくにプロイセンの三級選挙制に焦点をあてて、明らかにしようとするものであり、三級選挙制の成立過程と実施状況を当時の言説（資料）にそくし再検討することによって、これまでのわが国のドイツ議会制史研究で理解されてきたような枠組みではとらえきれない側面があることを指摘した独創性をもった研究である。

三級選挙制は、従来、財産資格により選挙権に一定の区別をもうける不平等選挙を主張していた自由派の要請で導入されたものと理解されてきた。しかし、当時のプロイセン内務大臣マントイフェルは、立憲君主制のもとで君主権に基づく統治システムの正統性を得るために、一部の有産者だけでなく国民大衆を取り込んだ選挙制の導入を望んでいた。三級選挙制は、普通選挙制という点で広く国民を取り込んだ「量の原理」を備え、また同時に有産者を優遇するという不平等選挙制であるという点で、「質の原理」をも兼ね備えた選挙制であり、マントイフェルの意向を具現化したものであったのである。国民大衆を有権者として位置づけ、その政治参加を制度的に実現しつつも、しかし、現実には、大土地所有者などの有産者が、つまり反国家的ではない、新政府的な階層の人々が選ばれてくることをシステムとして構築したのである。そして、それは、国家への国民的な統合を図りつつ、「財産と教養」による、つまり名望家による穏健な議会運営を実現するという、プロイセン政府の国家構想に基づく議会構想でもあったのである。

史料に基づきながら、しかも独自の視点をもって当該研究領域において新たな寄与をなしている本研究は、博士論文に値する研究であると判断するものである。